

当社による労働者派遣事業における情報について【お知らせ】

労働者派遣法第23条第5項(同法施行規則第18条の2)に基づき当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

[2020年6月1日現在]

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社
拠点の所在地	宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目5番22号 宮城野センタービル3F

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
7	3	20,886円	16,359円	21.6%

○マージン率とは

派遣先より弊社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

○マージンに含まれる費用

社会保険料	雇用保険料、労災保険料、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求は出来ません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診および人間ドックの受診費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(教育訓練・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・事務所費・通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料などの会社運営経費を差し引いた利益	

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

◎キャリア・コンサルティング相談窓口担当者

- 電話による相談の受付 (Tel.022-298-7126)
- E-mailでの相談の受付 (E-mail:kanri@teada-system.com)
- 社内グループウェアメールでの相談の受付(宛先:「管理部」)

◎教育訓練

- 派遣労働者全員を対象とし、有給でかつ無償で実施する

訓練項目	訓練の内容など
1. 入社時等基礎訓練	新規採用労働者へビジネスマナー、OA機器操作訓練等
2. 職能別訓練(2年目以降)	ソフトウェア開発研修、ビジネススキル研修
3. 職能別訓練(3年目以降)	システム設計・技能訓練
4. 階層別訓練(4年目以降)	リーダー就任研修、プロジェクト管理研修

3. その他参考と認められる事項

◎積極的な情報提供

- マージン率だけではなく派遣労働者数、派遣先数、教育訓練等

◎派遣労働者等の福祉の増進

- 派遣労働者の希望や能力、経験、就業期間・時間・場所等適性に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保等
- 賃金、労働時間、安全衛生等の労働条件の向上、社会・労働保険の適用促進、福利厚生施設の充実等

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2020年4月1日～2021年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者